



2025年5月28日

各位

会社名 A i ロ ボ テ ィ ク ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 龍 川 誠
(コード番号：247A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 坂 元 優 太
(TEL. 03-6809-0142)

役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、2025年6月24日開催予定の第9回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。それに伴う監査等委員会設置会社移行後の役員人事及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2025年6月24日開催予定の第9回定時株主総会に付議）

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役候補者

氏名	新役職（予定）	現役職名
たつかわ まこと 龍川 誠	代表取締役社長	同左
やまもと ゆきひさ 山本 幸央	専務取締役	同左
さかもと ゆうた 坂元 優太	取締役管理本部長	同左
かわな まや 川名 麻耶	社外取締役	(新任)

(2) 監査等委員である取締役

氏名	新役職（予定）	現役職名
おかだ まさひと 岡田 雅史	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
すぎもと よしひで 杉本 佳英	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
すだ しょうけい 須田 将啓	社外取締役（監査等委員）	(新任)

(3) 退任予定である役員

氏名	新役職（予定）	現役職名
くわやま ともみ 桑山 友美	執行役員CTO	取締役CTO
くわやま よしみ 桑山 好美	社長室長	取締役
つまもと まさと 裙本 理人	—	社外取締役
たかむら まさゆき 高村 昌運	—	社外監査役

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日 2025年6月24日（予定）

3. その他

その他の経営体制(取締役を除く)については、2025年6月24日の取締役会で決定いたします。

以上

(変更点は下線部)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の</u>定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任</u>する。</p>

(変更点は下線部)

現行定款	変更案
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>増員又は任期の満了前に退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

(変更点は下線部)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する事項は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 27 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）に関する事項は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

(変更点は下線部)

現行定款	変更案
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
<u>(監査役の員数)</u>	(削除)
第 29 条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u>	
<u>(監査役の選任)</u>	(削除)
第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	
2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤監査役)	(常勤監査等委員)
第 32 条 <u>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤監査役を選定する。</u>	第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</u>
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第 33 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u>	第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u>
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査役会を開くことができる。</u>	2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u>
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による</u>	第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	第 33 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

(変更点は下線部)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限定額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
<p>(会計監査人の選任方法) 第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(会計監査人の任期) 第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の選任方法) 第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(会計監査人の任期) 第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

(変更点は下線部)

現行定款	変更案
第7章 計算	第7章 計算
<p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払いの配当金（中間配当金を含む。）には利息をつけない。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>第15条の新設は、当社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、定款第15条の新設の効力発生後、本条は、削除する。</u></p> <p>第2条 <u>第5条の変更は、2024年6月19日から効力を生ずるものとする。なお、定款第5条の変更の効力発生後、本条は、削除する。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払いの配当金（中間配当金を含む。）には利息をつけない。</p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>2025年6月開催の第9回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第1項に定めるところによる。</u></p> <p>第2条 <u>2025年6月開催の第9回定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項に定めるところによる。</u></p>